

食の安全推進のための意見交換会議事録

平成 23 年 1 月 12 日 (水)

県庁別館 2 階 第三会議室 B

(出席者から出された質疑及び意見を中心として)

議題 (1) しずおか食の安全推進のためのアクションプランの取り組みの推移 議題 (2) 新しずおか食の安全推進のためのアクションプラン (原案) について を通して	
発言者	内容及び回答
消費者団体 連盟	32 ページに関連して食品添加物の使用等について伺いたい。現在、店頭で量り売りされるそうざい等については、原材料あるいは添加物の表示義務はない。これは、店頭での対面販売であれば店員にその場で聞くことができるため義務化されていないと聞いているが、最近は製造する人と販売する人が別々ということが多いのではないかと。現在は任意での表示であるが、法的に表示義務化されればなお良いと思う、そういったことについても県として是非取り組んでいただきたい。
事務局	今のお話のとおり、対面販売ということになりますと表示の義務はありません。もちろん、業者さんによっては原材料等を表示しているところもあります。指導という形になります、取り組んでいきたいと思えます。ここでは、添加物ということでしたが、アレルギー物質も重要だと思えますので、あわせて指導したいと思えます。
消費者団体 連盟	例えば、焼きたてパンを提供している大手コンビニエンスストアDでは、パンを並べている棚に原材料、添加物、アレルギー表示などをきちんとしているが、同様に焼きたてパンを販売している他の店を見ていると、乳、小麦を使用している程度の非常に簡単な表示しかやっていないところがほとんどだと思えます。アレルギーを持っている方は食べないとは思いますが、そうした方からも店頭販売での表示は求められていると思うのでよろしくお願ひしたい。

生活協同組合連合会	<p>36 ページの取り組みの中で、「食品事業者からの自主回収の報告があった場合には」とある。消費者としては、そうしたことがあった場合、まず、その業者に直接問い合わせ、その後、業者に返品したり、代替商品と取り替えることが多いかと思う。しかし、健康被害に直結することが判明して、はじめて公開されることになる。健康被害の事前防止という意味からも自主回収があった場合にはどのようなケースでもきちんと報告するように義務化あるいは制度化をお願いしたい。</p>
事務局	<p>食品衛生法施行条例の管理運営基準の中で、自主回収する場合は保健所長への報告が義務づけられております。そのため、基本的に業者は自主回収を行う場合は保健所へ報告しています。しかし、今のお話にあった自主的に公開するかになりますと、法的には努力規定になっておりまして、大手業者は新聞などに掲載したりしますが、中小の業者になりますと、小さな記事でも何百万とかかかってしまう新聞にはなかなか掲載できない現状があり、店頭で自主回収している旨の表示を行うなどの対応になっているのかと思われまます。健康被害を事前防止していくという観点からは、そういった場合でも、ホームページ等を用いるなどで、より広い公開を行うように指導していきたいと思ひます。</p>
消費者団体連盟	<p>24 ページの地産地消運動の推進についてだが、毎月 23 日をふじのくに地産地消の日として展開していくとのことだが、学校給食においても 23 日を地産地消の日として取り組んでいただきたい。そうすれば、子どもたちへの食の教育にも大変効果があるのではないか。学校給食への地場産品導入 100%を目標としているようなので、せめて23日だけでも学校給食へ地場産品を導入していけるように取り組んでいただきたい。</p>
学校教育課	<p>地産地消の日という名前ではありませんが、今年度からふるさと給食の日として、各市町に取り組んでいただいて、献立表にも23日はふるさと給食の日と明記していただいております。引き続き、取り組んでいきたいと思ひます。</p>

消費者団体 連盟	<p>今のことに関連して、学校給食への地場産品導入 100%という目標やふるさと給食の日といった取り組みがあるとのことだったが、県の指導はどこまで行うのか伺いたい。確か、学校給食については各市町において給食センター等をつくって、納入業者の選定も含めて、すべての運営をしているかと思う。ふるさと給食の日を決めることは最初の取り組みとしては有効だと思うが、地場産品の導入 100%をめざすとなるもっと突っ込んだ取り組みが必要ではないか、もっと地元の生産者との連携、農産物だけでなく加工食品も含まれると思うが、地元のものをもっと取り入れていくために県としてどういった取り組みを考えているのか伺いたい。</p> <p>それと、BSE に関して、29 ページと 33 ページに見られるが、29 ページの 21 年度の家畜伝染病発生件数 4 件は何か、また、33 ページに消費者の不安を払拭する観点から検査を継続する、科学的知見に基づく評価結果等についてリスクコミュニケーションを実施するとあるが、こうしたことを行うためにどのくらいの予算を使って、どのような方向性でやっていくかということは大事なことだと思う。</p> <p>もう一点、情報提供に関して、いろいろな形で情報提供してもらいたい。ちゃっぴーの食品安全インフォメーションはとても良いことだと思うが、さらに防災の関係では携帯電話で各々が自主的に登録すれば情報を得られるというシステムがある。食の安全情報も必要とする人が携帯電話で情報を得られれば非常に便利だと思う。例えば、買い物に行ったときにそうした情報を確認できれば良いのではないか。すでにトレーサビリティなどの情報発信があるが、家のパソコンで確認しなければならぬものや、お店にあってもすぐに確認できないようなものは使い勝手が悪い。先ほど言った、防災の関係は 1 日 3 回程度情報が入ってくる。そこまでの頻度は必要ないが、欲しいと思う情報が携帯電話で得られれば便利だと思うので、このちゃっぴーの食品安全インフォメーションのようなものは携帯電話での情報発信も検討していただければと思う。</p>
-------------	--

学校教育課	<p>学校給食につきましては、先ほどのふるさと給食の日以外にも食育月間である9月に1週間、ふるさと給食週間という取り組みを行っております。学校給食の業者の選定は御指摘のとおり、県ではなく市町の教育委員会が決めて各調理場が契約を交わすということになります。18 ページの目標は学校給食の地場産品の導入について、協議会のある市町の割合を100%にするというものになりますが、使う側はいつ使いたいということがありますし、農家さん側からはいつ使ってもらいたいということもありますので、両者が話し合う場として協議会を設置する市町を100%にすることを目標としてあげております。このような協議会をうまく活用して学校給食への地場産品の導入に取り組んでいきたいと思っております。また、ただ使うだけではなく、農家さんの子どもたちへの思い、あるいは食品に対する思いといったものも地産地消と絡めて伝えながら、学校教育に活かしていきたいと考えておりますので、今後とも御意見等よろしくお願いたします。</p>
畜産課	<p>29 ページにありました、家畜の伝染病についてです。ここに記載しました家畜伝染病の疾病とは家畜伝染病予防法に定められている26種類の家畜の伝染病のことを言っております。それ以外にも人の健康に悪影響を与えるような伝染性疾病、ここでは伝染病と伝染性疾病とで分けて考えておりますが、これに対しても同様の対策をとっていくということがこちらでの趣旨になります。21 年度の実績で家畜伝染病 4 件とされているものは、26 種類の家畜伝染病の中にあります、ヨーネ病が4件発生したものです。家畜の伝染病につきましては、もちろん病原体の問題もありますが、農家の飼養管理あるいは衛生管理を徹底することによって、減らすことまたは無くすることができるというのが私たちの考え方でありまして、それを踏まえまして、高病原性鳥インフルエンザのような人の健康に悪影響を与える可能性がある病気を押さえ込んでいく、その指標として26種類の家畜伝染病全体の発生を減らしていく、21年度は4件でしたが将来的には当然0件にしていくように目標を設定しております。また、ここで記載しておりますBSEの検査は、いわゆる死亡牛、農家で死亡してしまった牛の検査でありまして、今の日本にどれだけBSEの牛が残されているのかを調査するための検査になります。食品の検査とは直接には結びついておりませんので申し添えます。</p>

事務局	<p>引き続きまして、BSE 検査の関係ですが、実際に家畜として食肉センターへ搬入される牛に対しては、まずは脊髄などの危険部位と呼ばれる部分につきまして、除去すること、それらが飛び散って枝肉等を汚染しないように適切に処理することについて指導を行っております。それと延髄の部分を実頭検査しまして、BSE でないことを証明した後に出荷するようにしております。これらにつきましては、本県だけで総額で2,000 万円ほどの予算がかかっております。BSE は肉骨粉が原因と考えられておりました、国が肉骨粉の使用を禁止して10 年近く経過します。BSE を発症する牛が国内にいなくなる、OIE(国際獣疫事務局)に申請して日本が清浄国として認められるようになるまであと2 年ほどになっております。つまり、今後 BSE が発生することなく2 年が経過すれば、日本は BSE の清浄国として宣言できるようになりますので、そうなった場合には BSE 検査そのものがなくなる可能性が考えられます。しかしながら、2 年後にいきなり BSE 検査をやめますと云っても、なかなか消費者の方に御理解いただけないのではないかと感じております。そのため、科学的なお話を講習会やタウンミーティングで徐々にしていまして、スムーズな BSE 検査の終了を迎える必要があると考えております。このような状況を踏まえまして、新アクションプランの期間中にしっかりリスクコミュニケーションをやっていく必要があることから、取り組みとして記載しております。</p> <p>それと、ちゃっぴーの食品安全インフォメーションについて、大変貴重な御意見をありがとうございます。ポスター等でよくバーコードがあるのを見かけます。携帯電話を使ってバーコードを読み込んでいただきまして、そこでちゃっぴーの食品安全インフォメーションと同様の情報を発信していくことは可能だと考えますので、実現していきたいと思っております。</p>
事務局	<p>情報発信については、いろいろな方法があるかと思っております。また、良いものがありましたら御意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>

生活学校連絡協議会	<p>25 ページの環境保全型農業の推進について、県下 4 地区で実施している IPM のモデル実証を支援するとあるが、有機農業をやっている小規模な農家に対する支援はどのようにやっていくのか伺いたい。私どもの団体では、共同購入などで小規模な有機農業の農家を支援しているが、県としてそのような小規模な農家をどのように救い上げていくのかお聞きしたい。</p>
農山村共生課	<p>まず、IPM というのは環境負荷の低減を図るため、あらゆる防除技術を組み合わせまして、なるべく農薬を使わない、なるべく化学肥料を使わない手法を推進していくというものになります。これは現在 4 地区でやっておりますので、この 4 地区を中心に推進していきたいと考えております。御質問は、有機農業の関係での支援ということかと思えます。こちらについては有機農業推進計画(H20)に基づいて、取り組んでいる農家のさらなる技術アップの支援や、つくったものを流通にのせていくため、消費者との交流をはかり農家と消費者の相互理解を深めながらどこに行ったら売っているといった情報を出していく、このようなシステムづくりをしていきたいと思っております。あわせて、行政も市町ではまだ情報が少ないところもありますので、市町計画の中にも位置づけてもらおうと考えております。</p>
生活協同組合連合会	<p>家畜の伝染病に関して確認したい。畜産農家に定期的な巡回を行うとあるが、定期的とはどのくらいの頻度なのか教えていただきたい。それと、今般、高病原性鳥インフルエンザの関係で、巡回をして大分問題があったとの話も聞いているが、それは巡回の谷間ということで問題が発生しているのか、そのあたりを伺いたい。</p>

畜産課

まず、定期的な巡回の頻度につきましては、家畜伝染病予防法に飼養衛生管理基準というものが定められておりまして、家畜伝染病の発生予防と安全な畜産物の生産に必要な生産者の取組みということになります。これについて守られているかを年に1回以上、このところは、国内で口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどが発生しましたので、今年度につきましては2回以上巡回しております。

それと、高病原性鳥インフルエンザの巡回で不備があったとの報告があったわけですが、その不備の内容はほとんどが防鳥ネットに関するものでした。防鳥ネットの幅は2cm以下でなければならない、小鳥も入ってはいけないと基準で決まっています。これは飼養衛生管理基準にはないのですが、その後の指導の基準に示されています。今回、巡回した際にはすべての農家で防鳥ネットは設置されていましたが、2cmという基準をあてはめたところ、幅が広かったり、ネット自体がめくれている箇所があったりして指導を行ったとして不備との報告を受けております。

議題（３）その他	
発言者	内容及び回答
消費者団体 連盟	遺伝子組換え農産物についてお伺いしたい。健康への今後の影響というものは、まだ分からないと思うが、環境への影響については既に国内でも報告されているかと思う。静岡県内においてどのような状況でどのような取組みをしているか伺いたい。
事務局	清水検疫所が中心となりまして、輸入する港湾の施設で協議会をつくって、主には防虫や防鼠の対策を含め、遺伝子組換え農産物による周辺環境への影響の確認をしていると聞いております。
農山村共生課	島田市内で遺伝子組換えの農産物の試験的な栽培を法に基づいて適切にやっているとは聞いております。数字的なデータは持ち合わせておらず申し上げられませんが、安全確認がとれたものを法に基づいて栽培しているとのことでございまして、他法令でのチェックもありますので違反等は発生していないと認識しております。
静岡県立大学	新たなアクションプランということで 2011 年から 2013 年までの 3 年間で積極的に取り組んでいくということで、従来のもよりもさらに高いレベルで考えられていると感じた。静岡の地場産品は 219 品目で知事も日本一だと言っていることもあり、食育というものを考えた場合、実際に 23 日をふるさと給食の日として取り組むのは良いことだと思うが、それは小学校だけということなのか。
学校教育課	学校給食ということになりますので小中学校ということになります。
静岡県立大学	小中学校が対象ということになると、高校あるいはそれ以上に対しては取り組めていないのかなと感じる。それと 24 ページで課題として、「さらに県産品の消費量を増やすため、県産野菜や果実等の供給品目数や量を増加させていく必要があります」と記載されており、これは大きな課題だと思うが、実際には子どもへの食育はもちろんだが、大人への食育というものも考えて、一次産業をどのように元気にしていくかということも大きな課題になっていると思われる。それによって、子どもも大事だが家庭、家族を対象としてどのような戦略を考えているのか、農業サイドで考えるのかもしれないが、何か連携はとれているのか伺いたい。

マーケティング推進課	<p>大人への取組みとのことですが、農産物を供給する産地の育成に加えまして、毎月23日を地産地消の日としてスーパーマーケットなどの小売店の協力を得ながら積極的に打ち出しているところでもあります、そうしたPR的な取組みからさらに踏み込んだものとなりますと、関係部局と今後検討して構築していきたいと思えます。</p>
生活協同組合連合会	<p>ホームページの充実についてだが、最近では小学生、幼稚園からホームページを見たり、逆に定年後の方がやることなくホームページを見るようになったと聞くことがある。県のホームページも一つあるだけなので、子ども向けだとか、高齢者向けといったページがあると良いと思う。小さい子ども向けの食育や高齢者向けの食育もあるかと思うので、それに対応したホームページなども可能であれば検討をお願いしたい。</p> <p>一つの例だが、外食の多かった若いお母さんが、どこかのホームページで是非外食では自分で作れない食事をゆったり食べに行きましょうという掲載を見て、外食への考え方が変わったとの話を聞いたことがある。このようにホームページで影響を受ける人も多いと思う。</p>
事務局	<p>食育については、健康増進課が中心となっておりますが、どの部局でも情報発信については苦慮していると思われしますので、今後とも連携して取り組んでいきたいと思えます。</p>